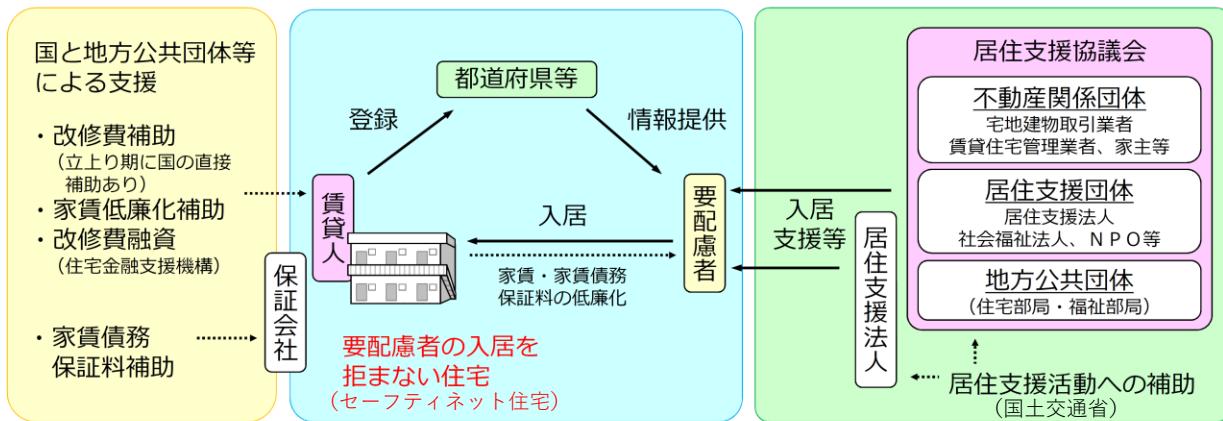


1. 背景と目的

単身高齢者等の住宅確保要配慮者の増加が見込まれていることや、空き家が増加していることから、空き家を活用した「新たな住宅セーフティネット制度」が平成29年(2017年)に創設されました。住宅確保要配慮者の円滑な住まいの確保に向けて、賃貸人の不安解消を図るとともに、新たな住宅セーフティネット制度を推進し、市営住宅等の公的賃貸住宅や民間賃貸住宅による重層的な住宅セーフティネット機能の強化を図ることを目的に熊本市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画を策定します。

■ 新たな住宅セーフティネット制度のイメージ



2. 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

① 公的賃貸住宅

市営住宅の建替や維持管理を基本とした整備を行うとともに、真に住宅に困窮する世帯への的確な対応を図るため、入居管理のさらなる適正化に取り組みます。また、県営住宅等の公的賃貸住宅を、各供給主体とも連携し、公平かつ的確に供給します。

公営住宅の供給目標量：3,408戸〔令和2年度(2020年度)～令和5年度(2023年度)〕

② 民間賃貸住宅

住宅確保要配慮者の入居に拒否感を持つ賃貸人の不安解消を図り、セーフティネット住宅の登録を促進するとともに、居住支援協議会や居住支援法人等が連携して入居支援を行うことにより、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。

検証指標：住宅セーフティネットに関わる民間住宅の登録物件数

650件
平成25年(2013年)



920件
令和5年(2023年)

■ 住宅確保要配慮者の範囲一覧

① 住宅セーフティネット法第2条に規定されている者

- ・低額所得者 ・被災者（発災後3年以内） ・高齢者
- ・身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者
- ・子ども（高校生相当以下）を養育している者

② 住宅セーフティネット法施行規則第3条に規定されている者

- ・外国人 ・中国在留邦人 ・児童虐待を受けた者 ・ハンセン病療養所入所者
- ・DV被害者 ・北朝鮮拉致被害者 ・犯罪被害者 ・更生保護対象者
- ・生活困窮者 ・東日本大震災その他の著しく異常かつ激甚な非常災害による被災者

③ 熊本市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画により定める者

- ・海外からの引揚者 ・新婚世帯 ・原子爆弾被爆者 ・戦傷病者
- ・児童養護施設退所者 ・性的マイノリティ ・UIターンによる転入者
- ・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援を行う者 ・妊婦がいる世帯
- ・失業者 ・若年性認知症者 ・三世帯同居・近居世帯
- ・激甚災害等の大規模災害時において仮設住宅に入居する被災者
- ・居住支援協議会等から居住支援を受ける者

3. 目標を達成するために必要な事項

(1) 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

⇒市営住宅の供給及び各供給主体と連携した公的賃貸住宅の供給

(2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

① セーフティネット住宅に関する事項

- セーフティネット住宅の普及啓発
- セーフティネット住宅登録事業者への指導監督
- セーフティネット住宅の規模に関する基準の緩和
- 住宅扶助費の代理納付
- 円滑な入居に向けた仕組みづくり
- 賃貸人の不安解消に向けた取組

② 居住支援に関する事項

- 熊本市居住支援協議会の開催
- 各種相談窓口と連携した相談支援
- 居住支援法人等と連携した居住支援
- 住宅確保要配慮者への物件情報提供
- 熊本県住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携

■ セーフティネット住宅の規模に関する基準緩和

①各戸の床面積（原則）	25㎡以上 → 18㎡以上 (生活保護世帯のみ拒まない場合は15㎡以上)
②一部共用の場合	18㎡以上 → 13㎡以上
③共同居住型住宅の場合 (シェアハウス等)	・専用居室：9㎡以上 → 7㎡以上 (1室1名) (原則1室1名※) ・住棟全体：15㎡×居住人数 → 13㎡×居住人数 +10㎡以上 +10㎡以上

※乳幼児や児童を養育するひとり親世帯が9㎡以上の専用居室に入居する場合を除く。

(3) 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

⇒賃貸住宅の適正な管理に向けた賃貸人への情報提供